

令和2年12月28日



担当課	人事課
担当者	雑賀・松林・山本
電話	(073) 435 - 1019
内線	2565・2564・2576

非常勤職員（会計年度任用職員）の処分について

令和2年12月28日付けで処分を行ったので公表します。

<処分対象者>

福祉局 社会福祉部 非常勤職員（会計年度任用職員） 32歳 男性

<処分内容>

停職93日（令和2年12月29日から令和3年3月31日までの93日間）

<処分理由>

被処分者は、市内の高校に侵入して体操服などを盗んだとして、建造物侵入及び窃盗の疑いで令和2年12月2日に逮捕され、同月22日、和歌山簡易裁判所において罰金30万円の刑罰を受け、市職員全体の信用を失墜させた。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により処分を行うものである。